

議案第61号

鳥取県地方整備局設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県地方整備局設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県地方整備局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県地方整備局設置条例（平成7年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備局の名称、位置及び所管区域の特例)</p> <p>2 平成16年11月1日から<u>当分の間</u>、第2条第1項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th><th>所 管 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取地方県土整備局</td><td>鳥取市</td><td>鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡</td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備局の名称、位置及び所管区域の特例)</p> <p>2 平成16年11月1日から<u>平成17年3月31日までの間</u>における第2条第1項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th><th>所 管 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取地方県土整備局</td><td>鳥取市</td><td>鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡</td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡
名 称	位 置	所 管 区 域											
鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡											
名 称	位 置	所 管 区 域											
鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡											

鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。